

「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約（iD会員）

第1条（用語）

本特約に定める用語は、「iD会員特約（携帯型）」における場合と同じ意味を有するものとします。

第2条（同意）

1. iD会員（携帯型）は、iD会員（携帯型）からのお問い合わせに対する対応、会員情報登録状況の管理のため、下記①から③の情報について、当社が保護措置を講じた上で収集（携帯電話通信業者が当社に使用携帯機器に関する情報を提供し、当社が当該情報の提供を受けることを含む）・保有・利用することに同意します。

①使用携帯機器に関する情報（携帯機器本体内のICカード固有の番号、携帯電話契約者番号、機種名・製造番号等の通信機器本体に関する情報をいいます）

②使用携帯機器への指定アプリケーションの登録状況

③iD会員情報の登録状況

2. iD会員（携帯型）は、当社がクレジット事業、保証事業、融資事業、保険事業その他これらに付随する事業の次の目的のために前項の①から③の情報を利用することを同意します。

①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス

②市場調査、商品開発

③宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動

④当社が認める加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信

⑤当社が認める加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

第3条（同意条項の準用及び本特約の位置付けおよび変更）

1. 本特約は、iD会員特約（携帯型）の一部を構成し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」（以下「同意条項」という）に追加して適用されます。

2. 本特約第2条に定める事項については、同意条項第4条、第5条、第7条から第11条を適用するものとします。この場合、同意条項の「第1条第1項」は「本特約第2条第1項」に、「第1条第2項」は「本特約第2条第2項」に、それぞれ読み替えるものとします。

3. 本特約は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

（2025年4月1日改定）